税の申告相談

令和６年度の税の申告相談（令和５年１月１日～令和５年１２月３１日の所得）を実施します。申告が必要な方は、できるだけ決められた日程でお願いします（P18の表のとおり）。当日来られない場合は、次の期間中に申告を受け付けます。（※一昨年から、申告案内は本人が希望する場合のみお送りしています）

【申告会場と開設期間】

●市役所本庁舎市民ホール
２月１６日（金）～３月１５日（金）
９時～１１時３０分・１３時～１６時３０分
※土日祝を除く。

■問い合わせ先
税務収納課市民税班
☎５２－９２９２

●香北支所
２月１６日（金）～３月１３日（水）　９時～１１時３０分・１３時～１６時３０分
※月・火・水・金に受付。（祝日を除く）

●物部支所
２月２０日（火）～３月１４日（木）　９時～１１時３０分・１３時～１６時３０分
※火曜と木曜に受付。

【支所の受付日以外】確定申告の場合は税務署へ、住民税申告の場合は本庁舎へお願いします。

毎年市役所での相談は大変混み合います。受付時間内であっても受付人数が１００人を超えた場合は、日時を改めて来庁いただくことがありますのでご了承ください。

開設期間の終了間際（３月１３日～１５日）は特に混雑が予想され、受付をお断りさせていただく場合がありますので、早めの申告をお願いします。

混雑を緩和し、申告をスムーズに進めるためにも、次のことにご協力をお願いします。

◆申告には**マイナンバー**の記載が必要です。申告書提出の際には、『マイナンバーカード』もしくは、『マイナンバー通知カード＋運転免許証などの身元確認書類』を持参してください。

◆**医療費控除**の申告は事前に領収書の整理や計算をして、『医療費控除の明細書』の作成をお願いします。（明細書の様式は税務収納課市民税班窓口や国税庁ホームページからダウンロードできます。）

※『医療費通知』を添付すると、明細書の記入を省略できます。

◆**分離所得（土地や建物・株式等の譲渡による譲渡所得、山林所得、退職所得等）、新規の住宅借入金等特別控除**の申告をする方で確定申告となる方は、**市役所では申告できません**ので、南国税務署で申告してください。

住民税の申告が必要な方

令和６年１月１日現在、香美市に住所または居所を有する方は、香美市へ住民税の申告が必要です。ただし、次のいずれかに該当する方は不要です。

①税務署に所得税の確定申告書（令和５年分）を提出される方
②給与所得のみの方で、勤務先から香美市へ給与支払報告書の提出がある方（提出の有無は勤務先へご確認ください）
③公的年金等に係る所得のみの方
※②・③の方について、各種控除の適用を受けようとする場合は申告が必要です。

◆確定申告の必要がない次の①②のような方も、住民税の申告は必要です。
①公的年金等の収入が４００万円以下で、それ以外に、２０万円以下の所得金額がある方
②給与所得者で、給与所得や退職所得以外に、２０万円以下の所得金額がある方など

◆市・県民税は、ひとり親控除・寡婦控除の判定や非課税限度額の算定等のため、年少扶養親族（１６歳未満）を含めたすべての扶養親族の人数が必要です。年少扶養親族の申告漏れがあると、税額が増える場合もあります。

不動産を売却された方へ

税の扶養親族の判断や、国民健康保険税の算定などに関係する場合がありますので、交換や収用等で所得税が非課税の場合や、譲渡した金額が少額の場合であっても、必ず申告をお願いします。

事業所得を有する方へ

事業所得（自営業・農業など）を有する方は、事前に必ず収支内訳書を作成し、領収書等の資料と併せて持参してください。（収支内訳書の様式は税務収納課市民税班窓口や国税庁ホームページからダウンロードできます）

※特に農業所得の資料は必ず持参してください。

事業主の皆さんへ
給与支払報告書の提出

提出期限 1月31日（水）

令和５年１月１日～令和５年１２月３１日中に給与、賞与等の支払いをした事業所は、受給者が令和６年１月１日現在で居住している市町村に、給与支払報告書を提出してください。

原則、パート・アルバイト等を含むすべての従業員から住民税の特別徴収（天引き）をする必要があります。

関連情報
南国税務署からのお知らせ

確定申告はスマホからがおすすめです！

給与所得の源泉徴収票はスマホのカメラで読み取り自動入力！
青色申告決算書・収支内訳書もスマホで作成可能！

マイナポータル連携で確定申告書に自動入力！
令和５年分確定申告から自動入力の対象がさらに拡大

- 公的年金等の源泉徴収票
- 株式の特定口座
- 医療費・ふるさと納税
- 生命保険・地震保険
- 住宅ローン控除関係
- iDeCo・小規模企業共済掛金
- 社会保険（国民年金保険料、国民年金基金掛金）

確定申告はマイナンバーカード × e-Tax でさらに便利！

● マイナポータル連携利用の事前準備

マイナポータル連携の事前準備の詳細はこちら

● 確定申告書等を作成

確定申告書等作成コーナー

● チャットボットに相談

チャットボット「ふたば」へのご相談はこちら

確定申告書等作成コーナーを利用した入力方法などの動画（YouTube「国税庁動画チャンネル」）はこちら

国税庁動画チャンネル NTA.ch YouTubeで見てみよう！

詳しくは、国税庁ホームページの「令和５年分の確定申告はマイナンバーカードとe-Taxでさらに便利に！」をご覧ください。≪国税庁　https://www.nta.go.jp≫